

# 泉南市統計書

平成18年度版

泉南市

## はじめに

泉南市統計書（平成18年度版）を刊行いたします。

本書は、泉南市の人口、産業、経済、社会、教育、文化等の各分野にわたって、基本的な統計資料を総合的かつ体系的に集録し、市勢の現状並びにその推移発展を明らかにしたものです。

社会・経済情勢がめまぐるしく変化し、様々な情報が氾濫しているなか、公的機関が発する統計情報の持つ意味はとても重要だと感じております。本書が行政施策はもとより経済活動、学術研究等のあらゆる活動の一助となり、活用していただければ幸いに存じます。

編集にあたっては、利用者の方が「見やすく、理解しやすい統計書」を目指し、資料の選定、内容、様式、構成の改善に配慮いたしましたが、なお不十分な点につきましては今後とも各方面からのご指摘、ご指導いただき一層の改善、充実に努めてまいりたいと存じます。

最後になりましたが、本書の刊行にあたりまして、貴重な資料を提供していただきました関係各位に対し、深く感謝いたします。

平成19年3月

泉南市長 向井通彦

## 市のおいたち

本市域の集落発生はいつ頃かよくわからないが、弥生式土器時代からこの地方に住民が生活していたことは、発掘された弥生式文化人の住居跡をはじめ、各地で発掘された弥生式後期の土器や石器、さらには青銅器文化を表す銅鐸の出土や祝部土器などによって物語られている。

弥生式文化時代から古墳時代にかけて男里、樽井、信達付近の丘綾、浜、天神の浮島、雨山山ろく、金熊寺、砂川の丘綾地帯等海を囲む一帯には集落が発達し、一大文化圏を形成していたことは、これらの遺跡出土品によって明らかであり、集落は大和朝廷に服し、紀氏の支配下にあったと推測される。

雄略天皇の時代、紀氏が朝鮮に出兵した関係から朝鮮との交通が盛んとなり、大陸との交流もあって、農業工芸に著しい開発がすすみ、樽井地区の君が池、信達地区の海宮宮池等の多くの灌漑用地が築造された。又、呉の国から織縫工女が多数渡来して織物の発達を促した。後世、樽井、鳴滝、西信達一帯に綿花栽培が盛んとなり、木綿が織られるようになり、戦国時代から徳川時代にかけて、和泉木綿の産地として隆盛を極めたのも、このことに由来すると考えられ、その後幾多の盛衰はみられたが、現在地場産業となっている機業の基となったと伝えられている。

明治4年7月廃藩置県により当地方は岸和田藩から岸和田県に改められ、更に同年11月地方制度の大改革があり堺県に編入された。

明治14年2月堺県が廃され大阪府となる。その後幾回かの変遷があったが、明治17年従前の戸長を廃して戸長役場管理区域を定め、数ヶ村を合併して戸長役場とした。

明治22年4月町村制が実施され、日根群に属し現市域を7ヶ村となし旧村は大字となる。この改革によって従来の新家、別所、兎田の3村を新家村に、六尾、金熊寺、楠畑、童子畑、葛畑を東信達村、大苗代、市場、牧野、岡中を北信達村、男里、幡代、馬場は雄信達村、樽井は単独で村となった。又、西信達村と鳴滝村は組合役場を置いたが、大正2年3月組合役場を解散してそれぞれ独立した。

明治29年3月郡制が布かれ泉南郡に属した。

昭和3年4月北信達村は、信達村となる。

昭和15年4月樽井村は、樽井町となる。

昭和16年2月東信達村と信達村は合併して、信達町となる。

昭和31年9月30日町村合併促進法に基づき、新家村、信達町、西信達村、鳴滝村、樽井町、雄信達村は合併し泉南町となり、更に昭和45年7月1日市制施行により泉南市となった。この間、昭和40年代から50年代にかけて平野部や丘陵部などで大規模な住宅開発があり、人口は急激に増加しました。

平成6年には、大阪湾の本市沖合に関西国際空港が開港し、同時に道路網や公共下水道などの空港関連地域整備が進み、都市基盤の整備が大きく前進することになりました。

## 凡 例

1. 本書は、泉南市の市勢全般にわたる基本的な統計資料を総合的に集録したものです。
2. 本書は、原則として、最新5ヶ年の資料を集録しましたが、主要な項目については、資料の保存、比較対照の便を考慮し、できるだけさかのぼって集録しました。
3. 資料は、各官公庁、団体、会社及び庁内各部課などからの提供、報告によるもの、又は当課において直接収集したもので、資料の出所名は、各表下部に掲げました。
4. 統計表は特別の表示及び注釈のない限り、泉南市を範囲にしています。
5. 統計表中、説明を要する箇所は脚注をし、数値の単位については、各表上部に注記しましたが、一見して明らかなものは省略しました。
6. 調査、資料の時点及び時期については原則として、各表上部に注記しておきましたが、本表中の年次、年度及び年月日は次のとおりであります。  
年 次 ..... 暦年（1月～12月）  
年 度 ..... 会計年度（4月～翌年3月）  
年月日 ..... 記載期日を現在とする。
7. 数字の単位未満は、四捨五入を原則としました。従って、合計と内訳とは一致しないことがあります。
8. 統計表中の符号の用法は、次のとおりであります。  
「0」..... 単位未満  
「-」..... 皆無又は該当数字なし  
「…」..... 不明又は不詳  
「X」..... 該当数字の公表をさし控えたもの  
「 」..... 負数
9. 本書に集録した資料について、さらに詳細な数字が必要な場合又は疑義のある場合は、各統計表の出所機関又は本市総務部総務課に照会して下さい。